



陸軍現役将校学校配属制度の研究（下）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2012-11-07 キーワード: 作成者: 遠藤, 芳信 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00003180

陸軍現役将校学校配属制度の研究（下）

遠 藤 芳 信

目 次

- I はじめに
- II 学校教練の「振作」をめぐる経過と背景
- III 「教練ニ関スル陸軍、文部両省協議覚書」の成立過程（以上、前号）
- IV 1925年陸軍現役将校学校配属令の成立（以下、本号）
- V 陸軍現役将校学校配属制度の展開
- VI 大学学部教練の「振作」～教練の必修化～

IV 1925年陸軍現役将校学校配属令の成立

陸軍現役将校の学校配属による学校教練の「振作」に関する法令の基本が陸軍現役将校学校配属令であった。この勅令案は、陸軍省と文部省のそれぞれの省議を経て、1925年3月18日付をもって、陸軍、文部両大臣の連帯により閣議に請議された。同勅令案の名称は「師範学校、中学校等ニ陸軍現役将校ヲ配属セシムル等ニ関スル件」とされ、「国民訓練ノ須要ナルニ鑑ミ差当り中等学校以上ノ諸学校ノ兵式教練ヲ振作スルノ急務ナルヲ認メ」「（現役将校の学校配属に関する）身分取扱職務上ノ系統ニ関シ規定スルノ必要」という理由書が添付されている⁽¹⁾。また、同勅令案は、前記「教練ニ関スル陸軍、文部両省協議覚書」（以下、「覚書」と略記する）の中で、特に、現役将校の配属学校の範囲（第1、2、5条）や教練実施の査閲（第4条）と配属将校が事故の時の職務代理（第6条）などが規定された。

内閣法制局は以上の勅令案に対して字句修正もふくむ審査をすすめた。法制局の審査では、特に、①同勅令案の名称を「陸軍現役将校学校配属令」とし、②陸軍文部両者の勅令案第三条が「陸軍大臣及文部大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ将校ノ配属ヲ取消スコトヲ得」となっていたことに対して、ゴザックの部分で「特別ノ事由アルトキハ本令ニ依ル」「止ムル」と修正し、配属将校とりやめの措置として「特別ノ事由」があることを条件として明記した⁽²⁾。そして、同勅令案は閣議決定され、4月13日に勅令第135号として公布され、かつ、施行された。

以上の陸軍現役将校学校配属令の施行にともなって、その施行上の諸規程や訓令などが制定・通牒された。

第1に、4月13日文部陸軍省令陸軍現役将校学校配属令施行規程がある。これは、陸軍現役将校学校配属令第2条の学校（私立の中学校、実業学校、高校学校、大学予科もしくは専門学校又は徴兵令第13条第1項第2号の規定によって認定された私立学校、大学学部）が、現役将校の配属をうける際の取扱い方を規定したものである。そこでは、大学では総長又は学長、その他の学校では設立者が下記の事項を記載した陸軍大臣及び文部大臣宛の申請書を文部省に提出することとされている。それらの事項とは、名称、位置、入学資格・修業年限、学生生徒定員、屋外体操場の区域及び面積、武器及びその付属物の種類と員数、現在の体操科教員の氏名略歴、などである。

第2に、4月13日文部省訓令第5号がある。これは、文部省と陸軍省との協議によって作成され、陸軍現役将校学校配属令などの趣旨を述べたものである。同訓令の起草者は文部省であるが（4月1日に文部次官が陸軍次官宛に照会）、両省の協議の中で諸々に字句の修正削除が施されている。その修正削除の主要なものとしては、①現時の「時勢ノ変化」を表現したものとしての「社会ノ民心漸ク緊張ヲ欠キ浮華輕佻ノ弊習ヲ生スルニ及ヒ」という文言を削除し、社会情勢に対する否定的評価を避け、②当局による教練「振作」の実現の経過を述べたものとしての「実行方法等ニ就キテ協議シツツアリシカ最近ニ及ヒ本件ニ関スル当局ノ意見合致シ其実現ヲ見ルニ至レリ」のゴダックの部分で「考究ヲ重ネタル結果今般」と修正し、本件成立までの当局の具体的ななかかわり方を伏せ、③「(教練の)教授ニ際シテハ軍隊教育ヲ其ノ儘学校ニ適用セムトスルモノニアラスシテ」という文言を削除し、弁解的な解説をしないようにしたことがあげられる⁽⁹⁾。

第3に、4月13日文部省訓令第6号教練教授要目がある。これは、1913年1月28日文部省訓令第1号学校体操教授要目中の教練の教授要目を改正したものである。この改正に際しては、陸軍文部両省の委員が協議し、3月11日に文部次官から陸軍次官に改正案の照会がなされた。それによれば、1913年のものが歩兵操典の各個教練から執銃中隊教練までの範囲であったが、改正案では、各個教練、部隊教練、射撃、指揮法、陣中勤務、旗信号、距離測量、測図、軍事講話、戦史、その他、とされている。その他とは、兵器取扱手順保存法、衛生及救急法、結縄、手榴弾投擲法等である。また、軍事講話は、「各兵種ノ職能及戦闘一般ノ要領 軍隊教育 築城軍事交通ノ概念、帝国軍制、兵器軍用器材ノ趨勢ノ概要等、軍隊生活、各種兵器ノ機能ノ概要、国防、列国軍事ノ趨勢」である。なお、改正案の起案の段階では、高等学校・大学予科・専門学校・高等師範学校・臨時教員養成所・実業学校教員養成所・実業補習学校教員養成所（修業年限二年）の教練の教材の内容として、「初級戦術」が掲げられ、「備考」として、「諸兵連合部隊ノ行軍、駐軍、戦闘ノ概念ヲ与フヘシ」とされていたが、協議の結果、「初級戦術」は削除され、軍事講話の中で「諸兵連合部隊運用ノ初歩」が教授されることになった⁽⁴⁾。以上の文部次官の照会に対して、陸軍次官は3月17日付をもって異存無し⁽⁵⁾の回答を發した。

第4に、4月14日に文部次官から地方長官、直轄学校長、公私立大学長、高等学校長、専門学校長宛に發された学校教練実施上の注意事項の通牒も陸軍文部両省の協議を経て作成されたものである（4月1日に文部次官から陸軍次官宛に照会され、4月9日に異存無し⁽⁵⁾の回答を發す）。この通牒の内容は、前記の「覚書」における配属将校の事務関係に関して注意を与えたものであるが、特に、「学校長ハ配属将校ニ関シ必要ナル事項ヲ文部大臣及陸軍大臣ニ上申スルヲ得ルコト」（「覚書」では文部大臣に具申し、文部大臣は陸軍大臣に通報するとされていた）とされ、配属将校は「当該学校ニ於ケル教練実施ノ状況ヲ毎年三月末陸軍大臣及文部大臣ニ各別ニ通告スルコト」とされた（第1、2項）。なお、この通牒の起案の段階では、陸軍省が追加事項を数点要求した⁽⁶⁾。その中で、特に、「学校長ハ配属将校ノ所属部隊長又ハ所管長官等ヨリ配属将校ノ勤務成績ニ関スル通報提出方ヲ求メラレタルトキハ其ノ要求ニ応スルコト」（第8項）という学校長における配属将校の勤務成績の

提出や、「配属将校ハ教練ニ関スル事務ヲ担任スルコト原則トシ其ノ他ノ校務ニハ成ルヘク服セシメサルコト」（第10項）がある。後者の第10項の場合、その後、配属将校を教練外の事務に従事させようとしたことが多くみられる。

たとえば、1925年8月21日付をもって神奈川県知事は、配属将校を小学校教員検定委員会の臨時委員として嘱託し、試験科目の体操科中の教練を担当させたい旨を陸軍次官に照会している⁽⁷⁾。これに対して、陸軍次官は9月5日付をもって許可を与えるとともに、同様の嘱託に関しては他府県でも許可することを文部次官や各師団にも通牒した。さらに、1925年10月29日付をもって奈良県立吉野林業学校長から陸軍省副官宛に、配属将校を生徒監又は舎監に就任させたい旨の照会がなされている。これに対して陸軍省副官は、12月26日付をもって、配属将校との合意にもとづき事務に支障なき範囲においては許可を与えると回答し、他の学校でも同様の扱いをしてよいことを文部次官や各師団参謀長等々に通牒した⁽⁸⁾。

第5に、学校教練の査閲や合否決定の諸規程等がある。すなわち、①6月19日陸軍省令第24号陸軍現役将校配属学校練査閲規程（1926年9月27日には、文部大臣管轄外の学校の教練査閲もふくんだ陸軍省令第19号陸軍現役将校配属学校教練査閲規定が規定される）が規定され、②8月12日陸訓第22号学校教練査閲心得が規定され、③12月22日陸訓第39号「学校教練ニ於ケル合否ノ決定ニ関スル件」が通牒され、④12月22日陸軍省令第33号「学校教練成績ノ通知等ニ関スル件」が規定された。

第6に、7月3日勅令第246号をもって、文部大臣管轄外の学校に陸軍現役将校を配属することが制定された。その中で、植民地等における学校の教練の実施範囲等に関しては、陸軍省と所轄庁との間で協議がなされ、以下のような協議覚書が作成された。すなわち、①「教練ニ関スル陸軍省、関東庁協議覚書」（1925年8月）、②「学校教練ニ関スル陸軍省、台湾総督府協議覚書」（1926年3月）、③「学校教練ニ関スル陸軍省、朝鮮総督府協議覚書」（1926年4月）、④「教練ニ関スル陸軍省、外務省協議覚書」（1926年5月）、である⁽⁹⁾。

V 陸軍現役将校学校配属制度の展開

（1）配属将校の配属と勤務の状況

配属将校は、文部大臣および、宮内大臣、外務大臣、農林大臣、逓信大臣、朝鮮総督、台湾総督、関東長官、樺太庁長官各所轄の中等学校以上の学校に配属されることになった。

さて、まず、配属将校の配属状況はどのようなものであったか。当初、陸軍省の希望では、1925年4月より、「一校一人主義」⁽¹⁰⁾を原則にして一斉に学校配属を実施する予定であったが、人事行政上の困難や軍隊教育関係と軍備整理上の要求などによって、一斉配属は不可能になった。そのため、とりあえず、同年4月初頭には師範学校への配属を実施し、残余は、官公立高等学校・専門学校・大学予科・公立中学校および実業学校の一部に対しては4月下旬に、その他の諸学校に対しては7月より9月に至る間に配属を実施した⁽¹¹⁾。すなわち、配属将校は師範学校を皮切りにして「数次」にわたってさみだれ的に配属されたのである。つぎに、配属将校の人員はどのようなものであったか。陸軍省は、当初、1925年度中に、「内地、南満州及樺太」において配属将校を配属すべき資格をもつ学校を1,164校と見込んでいた⁽¹²⁾。そのなかで、1926年初頭までに配属を終わったものは1,134校とされている。未配属校は30校であり、内訳は大学学部3校（熊本医科大学学部、東京農業大学学部、立命館大学学部）、大学予科2校（同志社大学予科、龍谷大学予科）、私立専門学校25校であった。未配属校の多くは規定期日までに申請手続をとらなかったものであり、「目下夫々申請の手続

中」⁽¹³⁾とされている。その後、2年後の1927年には、配属学校数は1,320校(専門学校以上238校、中等学校1,082校)になり、教練実施の学生生徒数は約50万人(大学学部5,000人、専門学校5万人、中等学校44万人)に達したとされている⁽¹⁴⁾。

つぎに、陸軍省は、以上のように配属された現役将校の教育資料の提供を図るために「学校教練教育資料準備委員」を1925年8月13日に設置した。準備委員は陸軍省、参謀本部、教育總監部の課員から構成された(委員長は陸軍省歩兵課長)。その具体的な教育資料の配布物としては、「与論概観」、『偕行社記事』付録に「青少年訓練参考」の新設(平均20ページ、一般将校向け)、「学校教練参考」(毎月発行)、「特種の刊行物」が掲げられている⁽¹⁵⁾。同委員は青年訓練の教練の資料もとりにあつかうために、1927年9月3日に改正され、「教練資料準備委員」が設置された(委員長は陸軍省徴募課長)。そこでは前記の教育資料の配布の他に、特に、教練指導者の資料と、国民への軍事思想普及を目的に掲げ、帝国在郷軍人会機関紙『戦友』の付録として雑誌「訓練」(毎月1回、約40ページ)を発行・配布することが示されている⁽¹⁶⁾。

ところで、配属将校の勤務状況はどのようなものであったか。これに関して、陸軍省は1926年3月9日に、配属将校に対して「学校教練ニ関スル著作及教練ノ施行等ニ関スル注意」という通牒を発している(陸普第817号)⁽¹⁷⁾。それによれば、①配属将校の中で、教練に関する著作物を刊行する場合、「當利的ナル書肆ニ利用セラルルカ如キコト」のないように注意すること、②教練施行の際に、学生生徒に経費負担を重くすることは避けること、③学校教練の目的・精神の徹底に努め、学校教練と軍隊教育とを同一視することなく、「軍事教練」や「軍事教育」の用語を使用しないこと、④教材の按配に注意し、全学年の「教練進度表」と、必要に応じて各学年の「教練日誌」を備え、順序を追って適度実施すること、⑤査閲の成績のみを憂慮し、その施行前に俄かに多くの教練を実施して(あるいは査閲の予行を行い)、施行後には教練の実施を減するようなことは、学生生徒に対する将校の威信を傷つけることになること、⑥配属将校の中には査閲を純然たる試験のようにとらえるものがあり、軍事講話の試問においては、単に解答すれば、それで事足りるような扱いをしている者があること(学生生徒の解答の際の姿勢・態度・言語等に注意を向けない者がいること)、⑦配属将校の中には眼前の勤務に熱中し、枝葉の研究にとらわれ、「学校教練振作ノ指針」(前掲)に対する根本的研究が不十分であって、「勤務ノ根底ニ確信ヲ欠クカ如キモノアル」ことは遺憾であること、と指摘されている。以上によれば、配属将校の初期の勤務状況の一斑が示されており、学校教練の「振作」の趣旨が末端部分までに徹底していないことがわかる。

また、陸軍省は、陸軍現役将校学校配属制度の実施後の約3年後に、東京付近の配属将校の経験等を収録し、1928年2月に『教練指導参考資料集』⁽¹⁸⁾という冊子を発行し陸軍部内に配布している。これは、配属将校からの報告をそのまま収録しているが、陸軍省が当初懸念していたような、学校体操中の教練担任教師(多くが予備役の将校や下士)との勤務不調和問題などは指摘されていない。しかし、一般の学校体操との関係については、次のような報告があることは注目される。たとえば、「当校ニ於ケル体操ハ三橋喜久雄氏ノ指導スル特殊ノ体操ニシテ教練ト一致シ難キ制式モノナリ」(成城高等学校「中学部」)とか、「(学校体操と教練担当の)教員相互ハ極メテ円満ニシテ体操ニ於テ考慮シアルコト又ハ教練ニ於テ達成セントスル希望等ハ忌憚ナク相披瀝シツツアリ然レトモ興味中心主義ニシテ『デンマルク』ニ於ケル体操ヲ模倣セントスルモノアリ自由教育的色彩甚ダシク濃厚ナリ為ニ切角教練ニ於テ厳格ニ部隊ノ行動ヲ教育シアリシモノカ或時ハ破壊セラレヌヤトノ懸念少カラス(中略)体操主任者ハ三橋(喜久雄)氏ニシテ教育界(体育界)ニ於ケル問題ノ人物ナリ高等師範学校系統ノ体育家ト反対ノ立場ニアルノ人ニシテ芸術的体操クラシメントスルモノナリ故ニ教練ノ目的トハ必スシモ一致セサルモノナリ」(第一東京市立中学校)と、三橋喜久雄の体操をい

わばやっかい物視していたことは注目される。すなわち、学校教練の「振作」とは、「大正自由教育」系統の教育や体操をけん制しつつ出発したのである。

(2) 陸軍現役将校学校配属制度をめぐる諸事件発生（その1 教練における事故の発生）

陸軍省は、学校教練の「振作」に対する正面きった反対と批判の諸運動（1924年10月の教育擁護同盟の反対活動、同11月の全国学生軍事教育反対同盟の活動等々）を警戒していたことはいうまでもないが、教練実施にともなう事故発生によって一般父兄の間に批判・不安の声が広まることも警戒していた。この事故発生の問題に関しては、陸軍省は各師団参謀長宛に「学校教練関係銃器弾薬ノ取扱及危害予防ニ関スル件」という通牒を発している（1929年8月6日陸普第3691号）。

そこでは、学校教練の「振作」の開始後、特に1929年度初頭から、教練関係の過失致死者、傷害者の発生が続発していることを重視し、それらの発生が「一般父兄ニ不安ノ念ヲ懷カシムルノミナラス一部ノ学校教練反対者ニ有力ナル口実ヲ与フル」⁽¹⁹⁾として、危害予防に注意するように通牒した。以上の事故発生を具体的にみるならば、陸軍省調査「学校教練関係軍用銃ニ依ル事故調」⁽²⁰⁾（1925年4月～1929年7月）によれば、事故件数は合計11件である。内訳は、死者4名（実包によるもの3名、狭窄弾によるもの1名）、負傷者8名（実包によるもの4名、空包によるもの3名、模擬弾の発火によるもの1名）とされている。これを、教練の指導時間との関係でみると、教練準備中に2件、教練実施中に3件、射撃中に4件、銃の手入中に2件、の発生になっている。また、特に、1929年4月以降7月までの事故発生学校は、福岡県立若松中学校（4月23日）、京都市立第一工業学校（5月14日）、香川県立丸亀中学校（6月8日）、愛媛県立吉田中学校（7月15日）の4校に達している。以上の陸軍省調査は、軍用銃の操作にともなって発生した事故件数であるが、軍用銃操作以外の事故が多く発生したのではないかと考えられる。それは、同時期に、帝国軍人後援会（会長清浦奎吾）が陸軍大臣に対して、「青年訓練所入所中の者又は陸軍現役将校学校配属令に依り同将校を配属せられたる中等学校以上に在学する学生生徒にして上長の監督の下に教練中傷を受け若は疾病に罹りたる者及該傷痍病の爲死没したる者の遺族には本会は之に慰籍金を贈与し得ることと致候」⁽²¹⁾と報告し、教練中に傷痍疾病に罹った者や死没者に慰籍金を贈与することを述べているからである。

(3) 陸軍現役将校学校配属制度をめぐる諸事件発生（その2 配属将校と学校人事問題の発生）

配属将校が一般職員の人事問題に関与した事件として、大多喜中学校事件と明治専門学校事件などがある。

まず、前者の大多喜中学校事件とは、千葉県立大多喜中学校長手塚岸衛（1926年4月に、千葉師範学校付属小学校主事から同校に転任、自由教育で有名）が、同校生徒らの「排斥」運動に遭遇し、1927年6月9日付で依頼免官されたことである。この事件は、様々な憶測をもって当時のジャーナリズムに報道されたが、その一連の「排斥」運動に同校配属将校安江綱彦歩兵大尉が主導的に関与していたことは否定できない。同事件に際して、1927年5月23日付をもって、手塚から陸軍大臣宛に「安江教官ニ関スル上申」⁽²²⁾という上申書が提出されている。ただし、この上申書は、千葉県知事を經由していないという理由のもとに7月25日付で手塚に返送され、またその返送の旨が千葉県学務部長に通牒されている（陸普第3264号）。

さて、この上申書はその首題の通り、同校配属将校の安江綱彦の行状を上申したものである。ここでは、安江教官の行状として、およそ、四点が述べられている。

第1に、「背のう事件」がある。すなわち、1926年9月の新学期早々に、安江教官は同年秋（10月18日実施）の千葉県中等学校生徒連合演習の際に同校生徒4、5年生着用の背のう購入を校長に相

談した。校長は、費用が多額であるために校費購入はできず、また、全校生徒寄付の場合は父兄の思惑もあることなどを考慮しなければならない旨を安江教官に述べ、婉曲に生徒寄付を賛成しなかった。その後、校長は、同上の演習の際に他校生徒との振合を見て、来年度はなるべく校費をもって購入しても遅くないと考え、安江教官のその後の購入要求（4、5年生のみの寄付、4、5年生の自費購入など）に応じなかった。他方、これに対して4、5年生は不平をもち、ひそかに大多喜町の引田商店に購入を注文するに至った。同店主は10月上旬に安江教官に注文を諮ったところ、安江教官は購入は差支なしの旨を答えた。そのため、同店主は学校と生徒との間の板ばさみになったが、上京し、機転をきかし、「思フヤウナ背囊ナシ」という理由によって購入しなかった。翌年3月卒業生の一人が手塚に親しく語ったことによれば(1927年5月9日)、すでに、同時点において生徒は「盟休」の運動を始めたが、二学期のために(5年生は勉強に忙しいこと)、発生しなかったとされる。そして、10月12日の職員会議の際に以上の背のう購入問題がはしなくも問題になり、かつ、生徒の「ストライキ」も未遂になったために、安江教官は「著シク面目ヲ失セリ」となったとされている。

第2に、「殴打事件」がある。1926年10月22日の天皇即位報告祭の当日夜に、職員一同は同町で祝宴会を開いた。同席上で、職員たちは、たまたま、「国旗ヲ学校ノ玄関ニ掲クヘキカ正門ニ掲クヘキカ」などの雑談をしていた。その時、突然、安江教官は音楽担任の半田教師に向って(同年9月採用の嘱託教師で、手塚と同一家屋に住んでいた)、「軍人精神ガ貴様等ニワカルカ」と高声に叫んだ。これに対して、半田教師が「僕ダッテ輻重輪卒デコソアレ軍人ダ」と答えた瞬間に、安江教官は「何貴様ガ」と同教師の面部をなぐり、同僚の制止もきかず、その後さらに、頭部面部を乱打し、種々面罵した。安江教官は前学校長時代にも職員を殴打し、また、発火演習の出張の際にも小学校長を殴打したとされている。安江教官が半田教師を殴打したのは、同教師が手塚校長によって小学校教師から抜擢採用されたとされているので、「背のう事件」以来の校長への不平を同教師に移したものと、同上申書は指摘している。

第3に、「教練査閲」の問題がある。1927年2月に教練査閲があつたが、査閲官より「当校ハ昨年県下第一ノ成績ナリシモ本年ハ然ラス」という講評がなされた。手塚校長は面目を失い、査閲官の面前で、生徒に対して「生徒ハ同一教官モ同一而シテ昨年ヨリ成績ガ著シク下レルハ学校長ニ其責アルガ生徒ノ奮発足ラサルカニアリ来年コソ十分ニ此不名誉ヲ取り返スヤウ心掛クヘシ」と警告した。後に同校生徒の話によれば、昨年(1926年)には査閲に向けて一か月以前より十分に練習したのに対して、本年度は全く練習せず、生徒は査閲官より何を査閲されるか全く知らなかったとされている。

第4に、「盟休生徒トノ関係」がある。1927年4月22日校長排斥のストライキ発生の前日に、五年生の某が安江教官の私宅を訪れたが不在であった。安江教官は、同町内で開かれていた同僚の送別会に職員たちと共に参席していたのである。そのため、五年生はさらに峯島要教師(教練担任教師で、特務曹長、5月20日に解職される)を訪れ、ストライキ決行を告げ、同教師の賛成を得た。峯島教師はその後ただちに安江教官の私宅を訪れ、送別会場に使いを出し、安江教官を同私宅に呼びだし、「約一時間密談」をしたとされている。そして、その後、安江教官は峯島教師を伴って、再び、送別会場に現れたとされているように、峯島教師と安江教官との「密談」は明確であった。

ところで、以上のような安江教官の行状を背景にして発生した校長排斥のストライキなどの事件が新聞記事(東京日々新聞など)に掲載されるに至り、第一師団長和田亀治は安江教官に対して、学校長を経由した報告の提出を求めた。これに対して、安江教官は5月14日付をもって第一師団長宛に「学校生徒同盟休校ニ関シ配属将校ニ関係アル新聞記事ノ事実有無ノ件報告」⁽²³⁾(千葉県立大

多喜中学校罷紙、墨書半裁、学校長「手塚」の認印あり）を提出し、『東京日々新聞』（房総版、5月4、5日）掲載記事（「配属将校ノ主謀或ハ煽動、自由教育ト軍隊教育的訓練トノ衝突」等々）は「事実全然無根」であると報告した。以上の事件発生は、たしかに、新聞記事が述べたような「自由教育」と「軍隊教育的訓練」とが真正面に対立して生まれたものではない。その意味では安江教官の報告は当を得ているし、また、同報告に対して手塚校長も認印を付したのである。しかし、以上のような新聞記事の指摘とは別に、生徒のストライキ決行に対して、安江教官が事前に承知していたことは事実であった。しかるに、第一師団長は以上の安江教官の報告書をそのまま5月20日付をもって陸軍大臣に提出するにとどまり⁽²⁴⁾。安江教官の行状は陸軍省内部では不問にされたのである。

つぎに、1926年の明治専門学校事件をみてみよう。これは、配属将校が同校（福岡県戸畑市、1907年創立の四年制の工業専門学校）の教職員間の人事抗争（学校教練に冷淡な教員と、推進・強化の教員との抗争）にまきこまれ、かつ、学生の一人が校友会雑誌『積善会』（7月1日発行）に学校教練を「殺人工学科」⁽²⁵⁾と喩・呪詛した文章を掲載したことである。

同校は創立以来、教練に力を入れてきたとされている。しかし、同校の教職員の教育方針をめぐる内部抗争は根深く、「徳育」「学校教練」を軽視したとされる前校長は、排斥運動によって同年3月に退職した。その後、学校教練冷淡派から、校長排斥運動の際に比較的「科」として結束していた体操科教員（予備大尉1名、同特務曹長2名、同曹長1名）に不信任の鋒先が向けられた。他方、同校配属将校山口三郎歩兵中佐は8月4日に「始終中立ヲ保持セリ」と陸軍省副官に報告しているが、学校教練の担任上、学校教練冷淡派からは上記の体操科教員と同グループとしてみなされていった。そして、同校人事抗争は、上記のような学生の校友会雑誌問題も加わって複雑化を増した。しかし、学生の校友会雑誌問題は、当該学生の陳謝によって、退学処分は免れた。他方、教職員間の人事抗争は、設立者の安川敬一郎男爵や枢密顧問官山川健次郎男爵（同校元総裁、評議員）などが直接的に事態処理にのりだしたことによって終息させられた。

（4）学校教練の「振作」をめぐる府県のとりくみ

陸軍現役将校学校配属による学校教練の「振作」の初期には、各府県も重視し、種々の企画を実施したことが報告されている。

その第1に、1925年10月にひらかれた兵庫県における「教練用教授研究会」がある。これは兵庫県が開催したもので、同年8月14日付をもって兵庫県知事は第四師団長宛に「教練教授研究会要領」を送り、その視察や指導を要請している⁽²⁶⁾。同要領によれば、同研究会は、県立姫路中学校（10月15日開催、第10師団管下の兵庫県学校配属将校を会員）と県立第二神戸中学校（10月16日開催、第四師団管下の兵庫県学校配属将校を会員）の教練教授の「視察」と「批評研究会」の日程をもって開催されることになった。また、同研究会の趣旨は、同県において教練が優良とされている学校の教練の一部を実施させ、他校の配属将校にヒントを与えるとともに、教練の教授法を研究し、配属将校に教練教授法を有効ならしむべき事項を諮問し、その答申を求めるといふこととされた。

ところで、同研究会開催に向けて、姫路中学校と第二神戸中学校から教練実施の方針が示されている。それによれば、姫路中学校の場合は、「教練及体操科ハ共ニ修身科ノ一部ト見做シ」⁽²⁷⁾とされているように、同校訓育方針と合致するように営まれ、修身科担任教員などと密接な連繫をもって実施されようとしていた。ただし、以上の研究会に参列した将校によれば、同研究会は「優良」校と自校との状況対比に終り、教練教授法研究会としての成果は十分に果せなかったという成想が寄せられている。

第2に、地方長官等（府県知事など）が主催した「学生野外演習」がある。これらは府県下の学

校を集めて野外演習(対抗演習、閲兵、分列式など)を実施し、知事や師団長などが演習統監になった。また、同演習には在郷軍人会、青年訓練所、青年団なども参加しているところも多かった。具体的な府県のとりくみは次の通りである⁽²⁸⁾。1925年は、愛知(10月31日)、山形(11月6、7日)、岡山(11月9、10日)である。1926年は、鹿児島(1月8日)、香川(1月30日、10月28日)、長崎(1月30、31日)、高知(2月15日)、群馬(5月6日、10月22、23日)、岐阜(9月16、17日)、熊本(10月21、22日)、宮崎(10月24、25日)、岡山(11月3、4日)、千葉(10月8日)、徳島(11月21、23日)、富山(11月24、25日)、石川(11月26日)、愛媛(11月26日)、である。1927年は高知(1月26日)、大分(3月10日)、岩手(5月15日)、朝鮮(咸鏡北道当局主催、9月19、20日)、山口(10月1、2日)、岐阜(10月10、11日)、京都(10月31日)、富山(11月4、5日、11月16、17日)、石川(11月11日)、熊本(11月12、13日)、福井(11月11、12日)、宮城(11月21、22日)、鹿児島(11月28、29日)、島根(12月8日)、滋賀(12月10日)、である。

(5) 学校教練の「振作」と学校生活の変化

つぎに、学校教練の「振作」が、学校生活にどのような変化を与えたかを検討していよう。具体的には、中学校や実業学校に導入された週番勤務制度をとりあげよう。

学校配属将校制度の開始にともなって、中学校や実業学校では週番勤務制度を導入したところが多い。週番勤務制度は、陸軍幼年学校や陸軍士官学校などでも実施されていたが、実業学校への導入の具体的経過に関しては、岡山県工業学校(学校長館河三角)に配属された砲兵大尉秋山得三の経験記録が注目される⁽²⁹⁾。

秋山は、「一、軍隊教育の長所美点を学校教育に移植する為には如何にせば、学校職員を理解を得て円滑なる協同動作をなし得べきか。二、如何にせば四角張らずして、学校職員に教練と連繋する訓育を要求し得べきか。三、如何にせば学校と云ふ教育の母体を益々強健にして完全なる生徒を養成し得べきか。」という問題意識をもち、教練と連繋した学校生活の「規律」向上を考えていた。そして、着任1カ月後の同校職員会議(1925年7月)において、週番制度を提案した。その時の職員会議の状況は次のように紹介されている。

校長 此度配属将校の方が学校に服務されてから、生徒が大変に緊張して居る様に、見受けられて実に結構に存じますが、どうも無責任な生徒があるので困ります。どうかして責任感を向上させたいのですが、陸軍の方ではこの方面は如何にして居られますか。

将校 教練の方は何日分が浅いので、配属将校そのものが学校に慣れて居ませんから、其の成果など未だまだ目に見えるところではありませんが、然し責任感の養成は口で教ふるばかりではなかなか徹底しませんので、軍隊では実際其の場所に当て、之れに責任を感じしめて養成して居ますが、生徒に対しても斯様にせられては如何でしやうか。

教諭 責任ある場所とはどう云ふ所ですか。従来級長等は級の責任を帯びて、実際其の場所に当って居るのでよろしいが、全部の生徒を級長にすると申すことは出来難い事です。

将校 なるほど級長は級の模範生徒がなるので責任観念も持ちますが、誰も彼もが級長になれるわけでもないですから、別に週番制度でも設けて、生徒各自に順番に責任を帯びた仕事をする様にしては如何ですか。

校長 そうすると週番の仕事と云うのはどんな事をするのでせうか。学校では従来掃除当番を割りあてて掃除をさせて居りますが、それとは異って居るのですか。

将校 掃除当番は使役でしやうが、週番は一級の中から順番に勤務に当り其の級の取締りに任んじ、集合其化の場合に人員を点検して報告をせしめるので、生徒の自治心を發揮せしめ級の名誉を重んじ、他に劣らぬ様成績を挙ぐることに努める利があると思ひます。教練の方で

はそれを実施してはありますが、教練以外に於てもこれを採用するれば余程効果があるものと信じます。

教諭 しかしそれは実施が困難ではないですか、級長の様に學術優良で品行亦方正であればこそ、他の生徒もこれに服従し易いのですが、級の内には成績操行共に劣等な生徒も居るので、これ等が其の任に当る事が出来るでしやうか。少少不安な様な気持が致しますが、
将校 その御心配は御尤であります。級長が其の任に当るとか又は軍隊の様に上等兵以上の者が勤務に当れば取締も容易ですが、然らざる場合でも御互が交代してやることにすれば出来るものです。實際私等は幼年学校や士官学校等で立派にそれをやって来ましたので、学校生徒にこれを実施せしめて出来ぬ事はないでしょう。それに教練の方では、御存じの通り指揮法と云ふ事を、下級生徒から上級生徒に至るまで全部各人に教育するので、将来少くも社会の幹部として指導の位置に立ち得る如く、学生時代から教へて置くのが教育の主旨であると思ひます。尤も優秀な生徒の時は楽ですが、劣等な生徒の時は頗る骨が折れますが、それは致し方ありません。

校長 実に御説の通りであります。指揮者として人の前に立つと言ふことは、既に生徒に一種の教訓を与へて居るのでありますから、無責任の位置にある場合と、責任を負ふて立つ場合との心持の差異は、生徒の精神上に言ふべからざるあるものを感じしむることは、吾人の経験に徹して考へて見ましても、自ら了解せらるることと思ひます。それでは御面倒ですが、週番勤務の規定を御起案願ひます。大変面白いことの様にかえりますから。

その後、秋山は週番制度の起案要請にもとづき、次のような「週番勤務規定案」を作成し、9月1日の職員会議に提案した。

- 一、週番生徒ヲ設クル目的ハ、生徒ノ自治心ヲ養成シ、併セテ指揮法ノ演練ヲナサシムルニアリ。
- 二、週番生徒ハ本校生徒ノ校規ノ履行及ビ風紀ノ取締ニ任ズルモノトス。
- 三、週番勤務ハ本校生徒タルモノ、全員之レニ服スルモノトス。
- 四、週番生徒ハ毎時出席人員ノ呼名点呼ヲナシ、教師臨場セバ〔総員何名事故者何名現在員何名〕ト報告スベシ。
- 五、週番生徒ハ服務中ノ事項ニシテ将来ニ必要ナルモノハ勤務録ニ記載シ申送ルモノトス。
- 六、週番勤務ノ割出シハ各級長之レヲ行ヒ、毎週木曜日迄ニ門鑑ヲ以テ本人ニ告知スルモノトス。
- 七、週番生徒ハ本校ノ定ムル徽章ヲ佩用スルモノトス。
- 八、週番ノ交代ハ毎週土曜日正午トシ、交代ヲ了セバ上下番共ニ級監督及ビ生徒監ニ届告スルモノトス。
- 九、週番生徒ニシテ事故ノ為サービス能ハザル時ハ、直ニ其旨級長ニ申出ヅベシ。
- 十、本校生徒ニシテ週番ノ命ニ従ハザル者アル時ハ、級長ヲ經テ級監督並ニ生徒監ニ報告スベシ。

以上の「週番勤務規定案」は職員会議で若干の質疑応答がなされて実施されることになったが、第四項に関しては秋山は次のように趣旨説明をしている。すなわち、「近時上下の秩序が稍々乱れて、言葉の使い方やその態度などが悪くて、感心出来ぬ場合が屢々ある様で御ざいですが、私等が軍隊で志願兵等の教育に当りましても、常に感じるのですが、言語が不明瞭で態度が甚だ礼を失してゐる者が多く一番に之を矯正することに努める次第であります。生徒の多くがやはり此の弊に陥つて居る様ですから、平素より言語を明快に言ふことに熟練させる方便として斯様な鹿爪らしい報告をなさしめるわけで、妙に御考へになる御方もあるでしようが御意見がありますれば御遠慮なく御申出を願ひます。」と、言語明瞭の熟練の一方便として位置づけたことを強調した。

週番制度の設定は、第19師団司令部作成「学校配属将校経験録」(『偕行社記事』第638号別冊付録「青年訓練参考」, 1927年11月)や福岡県中学明善校(同第640号別冊付録「青年訓練参考」, 1928年1月), 三重県立志摩水産学校(同第669号, 1930年6月)などにも指摘されている。ただし、週番制度については否定的意見もあった。たとえば、郁文館商業学校配属将校は、「生徒に週番勤務を課することは一見効果大なるものがあるが如きも之れにも相当議論の余地もあるので其良否は全く其学校の制度歴史環境等によるものであると思ふ」⁽³⁰⁾と述べ、山梨県立甲府中学校配属将校は「目下ノ如キ試験制度下ニ於テハ高学年生徒ノ欠席比較的多キヲ以テ週番制度ノ確實ナル実施ハ困難ナラン」⁽³¹⁾と述べている。

しかし、いずれにせよ、学校教練の「振作」にともない、学生生徒の取締強化のために、週番制度をふくむ他の取締方法が積極的に機能させられたことはいまでもないと考えられる。他の取締方法とは、たとえば、級長(組長)制度(東京農業大学, 財団法人日本歯科医学専門学校, 神奈川県立横須賀中学校など), 委員制度(国学院大学など), 班制度(千葉県立安房中学校など), である⁽³²⁾。そして、陸軍省も、教練と学校生活の取締強化とを積極的に連繫させる実践が増加してきたことを貢定的に紹介するに至った。たとえば、「中学校長会同
席に於ける陸軍次官挨拶」(1930年6月16日, 於陸軍戸山学校)では⁽³³⁾。「教練に於て体得せしめする規律, 節制, 礼儀等の事項は, 之を学校内外に於ける實際動作に現はさしめて, 始めてその目的に適ふ」と指摘し, その趣旨にもづき, 「週番, 日直等の制度を設けて, 指揮統御の要領を会得せしめるとか, 又, 学校内外に於ける生徒相互の風儀を良好ならしめる為に, 風紀取締生徒を設けて自主自律の精神を養ふとか, 或は朝礼の際全校合同の体操を行って, 全生徒を掌握する機会を作り, 此の際に校長自ら訓育を行はれるとか, 乃至は校長自身に於て野外演習等重要なる教練を統監されるやうな所」が多くなったことを指摘している。

(6) 師範学校における教練実施の具体例

陸軍現役将校学校配属令にもとづき、学校教練は具体的にどのように実施されたか。以下に紹介するのは、やや時代が下るが、千葉県師範学校の『昭和十一年度教練日誌』(第一部第一学年, 第二学年, 第三学年, 第二部第二学年乙組, の計4冊)である⁽³⁴⁾。同校には「教練週番」が設けられていた。教練週番(2名)は、「生徒ヲシテ責任觀念ヲ養成スルト共ニ実務ヲ習得セシムルニ在リ」という目的のもとに、「週番日誌」(「教練日誌」)を記載し, 担任教官の点検を受けた(同上日誌に「教練週番規定」として添付されている)。「教練日誌」の記載事項は, 「月日」「曜日」「天候」「週番服務者姓名」「見学者姓名」「欠席者姓名」「学習細目」「教官其他ヨリノ注意」「(週番服務者の～遠藤)所感」である。以上の「教練日誌」は, 上述の1926年3月9日陸普第817号「学校教練ニ関スル著作及教練ノ施行等ニ関スル注意」の通牒において指摘されていた「教練日誌」の作成の趣旨にそって備えつけられたものと考えられる。本稿では, 同校の「教練日誌」の中の「学習細目」(第一部第一学年)を中心に検討しよう。まず, 『昭和十一年度教練日誌』から「月日」と「学習細目」をぬき出してみると, 以下のような一覧表ができる。

陸軍現役将校学校配属制度の研究（下）

〈千葉県師範学校における1936年度実施の教練の「学習細目」(第1部第1学年)〉

月.日	学 習 細 目	月.日	学 習 細 目
4. 7	各自身上明細書記入	10. 8	閱兵, 分列行進
4. 9	不動の姿勢, 敬礼, 着帽の仕方, 教練の目的, 各個教練の目的	10.10	査閲予習, 閱兵, 分列, 号令, 挙手注目, 不動の姿勢, 行進の右(左)向
4.11	学校教練の趣旨, 方針	10.13	査閲予習, 各個教練, 小隊の横隊行進
4.14	挙手敬礼, 頭右	10.15	査閲の批評, 小隊の速步行進, 方向転換
4.16	速步行進, 整列	10.23	歩哨動作
4.17	密集教練, 不動の姿勢, 横隊整頓, 開散	10.24	歩哨
4.21	遇番者の心得, 脚伴の巻き方	10.27	手旗信号
4.23	速步行進	10.29	手旗信号
4.24	命令, 報告, 通報, 伝令	11. 5	搜索
4.28	陸軍軍人服制	11.13	連絡兵の意義, 目的
5. 1	速步行進	11.14	速步行進
5. 6	伝令	11.17	斥候の任務
5. 7	敬礼の姿勢, 最敬礼の姿勢, 速步行進	11.19	国防について, 軍備と国防の意義
5. 9	行進間の踏替, 廻れ右(左), 右前へ進め	11.24	平時兵力, 常備団隊及び管区
5.14	分隊教練, 集合及び開散, 嚮導の練習, 方向転換	11.26	斥候の動作, 斥候長斥候員についての訓話
5.19	陣中勤務中の警戒	11.28	国防の意義, 地図の現示法
5.21	旗信号	12. 3	密集教練
5.28	行軍間の警戒	12. 5	手榴弾投擲法
5.29	測図の定則	12. 8	結繩法
6. 2	かけ足の練習	12.10	距離測量, 目測実施
6. 4	手旗信号の実習	12.12	教練試験(不動の姿勢, 折敷, 速步行進)
6. 5	駐軍中の警戒	1.19	敬礼法
6. 9	前哨本隊中隊の任務	1.12	行進及び行進間の方向転換
6.10	歩哨(下士哨, 視哨)	1.14	衛生法, 寒時の注意
6.12	嚮導の動作と右(左)へ進への動作, 分隊長の心得	1.16	小角度の方向転換, 歩哨間の連結
6.16	歩哨の動作(中擬装練習)	1.21	軍人勅諭の前文と勅諭五箇条の第一条
6.18	歩哨の動作(位置及び監視所)	1.22	国土防空
6.19	教育勅語軍人勅諭の下賜の理由, 両者の関係	1.23	軍人勅諭, 礼儀, 武勇, 信義
6.23	距離測量	1.26	伝令の報告用紙の書き方
6.25	隊形変換(停止間)分隊教練	1.28	手旗信号
6.26	分隊教練	1.30	斥候の動作
6.30	衛生法及び救急法	2. 2	軍旗, 軍艦旗
7. 2	各兵種の職能及び戦闘一般の要領	2. 6	斥候の動作, 距離測量
7. 3	術科試験(不動の姿勢, 右向け右, 廻れ右, 行進とその間の左に向きを変え前に進む)	2. 9	各個教練
7.15	分隊教練	2.13	各兵種の性能(輜重兵)
7.18	衛生方面	2.16	密集教練
9. 4	敬礼の動作	2.17	手旗現示, 通信送受信の要領
9. 7	各個教練	2.19	飯盒炊事, 天幕作業
9.15	命令動作	2.22	併立縦隊の整頓
9.17	砲兵の本務戦闘手段	2.25	陸軍軍人の官等級及び服制
9.18	指揮法, 助教助手の動作	2.26	文書の記載
9.22	砲兵の本務戦闘手段	2.27	歩哨の動作
9.24	速步行進, 駆步行進	3. 2	歩哨線を通過する斥候の動作
9.25	分隊教練	3. 5	手旗信号
9.29	閱兵動作, 各個教練	3. 6	実科考査(不動の姿勢, 速步行進, 駆步行進間の折敷)
10. 2	閱兵動作, 各個教練		
10. 3	閱兵動作, 各個教練		
10. 6	分列行進		

千葉県師範学校『昭和十一年度教練日誌』(第一部第一学年)から作成

さて、以上の「学習細目」の中で、各個教練・部隊教練は徒手教練として実施されている。千葉県師範学校の場合、執銃教練は（第一部、1936年度）、第二学年の2月15日から開始されている。1925年文部省訓令第6号教練教授要目によれば、執銃教練は（第一部では）第4学年から開始されることになっているので、約1学年以上の早い時期に実施されていることが特徴的である。また、教練の試験内容をみると、軍人の「基本姿勢」（1909年歩兵操典）とされていた「不動の姿勢」が重視され、その厳格な実施が求められていたことがわかる。

つぎに、以上のような教練の実施に対して、生徒はどのようにうけとめただろうか。上記の『昭和十一年度教練日誌』の「所感」欄には、各学年通して、一般に、「時間中、いねむりをするなどは、まだ心がゆるんでるからだ、この次の時間から徹底的に真剣にやろう。」（第一部第一学年、6月5日、傍点は遠藤）のような、反省と決意の表明が多く記載されている。しかし、ことばや動作において、除々に、軍人・軍隊らしいパターンが形成されていることがわかる。たとえば、教練の当初においては、「学校教練は兵隊の真似をして戦争のけいこをするものだとのみ思って居たが今日の御話しに依り学校教練は諸徳を養ふのであるといふことを認識した。」（第一部第1学年、4月11日）と感想をもちつつも、やがて、「キャハンが今まで巻けなかったのが今日巻けるやうになって嬉しさを感じた。と同時に何となく気の引締まるを覚へた。明日からは支度をもっともっと敏速にしやうと思った」（同、4月21日）とか、「今日は伝令の実習をやった。敬礼其の他の文句が軍人と同じ様な句調になってきた規則正しくなってきた。益々つとめ様」（同、5月6日）「一年生は始めて野外教練を経験した。そしてそれは大変我々に実地にやったことであるので多大の感銘を与えた。就中ハンゴウでたいした御飯は大変珍しくもありうまくもあり軍隊生活への憧の心を我々にいだしめた。」（同、2月19日）などと、軍人や軍隊の動作・生活に同化していく姿が記載されている。

他方、第2部第2学年の生徒の場合には、教練の学科や軍事講話に興味と感銘を記載したものが多。たとえば、5月28日の学習細目は、「列国陸軍軍備状態、北支那ノ状況、支那共産軍、支那空軍、及ビソビエトノ国策」であったが、生徒の所感として「北支ノ軍事情態、殊ニソ国ノ侵出、共産軍ノ行動ヲ説明サレ、今更ナガラ国防ノ第一線ニ出發シタ郷土部隊ノ重大使命が認識サレマシタ。蘇国ノ国策ヲ聞キ、全ク恐ロシキモノデアリ、戦争モ次第ニ、小局的ナ競リ合ヒカラ大局的ナ、世界的ナ戦争ニナリツツアルト想ハレ、日本国民ノ団結ヲ期セネバナラヌコトヲ痛感ス。」と記載されている。また、2月10日の学習細目は「ソビエト人民の国民性、赤軍の戦闘法、新操典に就て、特に小隊、分隊の戦闘法」であったが、「教官其他ヨリノ注意」として「我が国と関係深い諸外国の国民性は小学校の時からしっかり教へてをかなければならぬ。新操典はソビエトを仮装敵国として改正せられたものである。（以下略～遠藤）」と強調されたことが記載され、生徒の所感として「ソビエットの国民性赤軍の戦闘法を聞き一層具体的に新操典に対する認識を持つに到った。又兵の能力を非常に重んじている事も切実に感ぜられた。又一たび事の起った際の将兵の労苦の程が今迄より以上のものなるを充分知り得た事は今後の我々の生活に資する所大であった。」が記載されているように、学校配属将校の軍事講話が小学校教育を意識してなされており、師範学校生徒もそれらの講話を真剣にうけとめていたことが特徴的である。

VI 大学学部教練の「振作」～教練の必修化～

大学学部では、前述したように、現役将校の配属は当該大学学部の申出によってなされ、また、教練は必修科目でなく、希望者のみに課することとされた。そのなかで、東京帝国大学は陸軍現役

将校学校配属制度の開始早々に、同大学総長古在由直から文部大臣宛に、1925年4月28日付をもって、「本学学生中軍事ニ関スル研究ヲ志望スル者目下約三百五十五名有之本学ニ於テモ此等学生ノ希望ヲ達セシ度候ニ付可然御取計被下度右及御依頼候也」⁽³⁵⁾という依頼文を発している。ところが、同依頼文が文部省から陸軍省に送られた際、陸軍省内では、東京帝国大学の依頼文の趣旨が不鮮明（陸軍現役将校学校配属令にもとづく現役将校の配属・派遣か否か）であることが問題とされたが、7月3日付の陸軍次官の回答（文部次官宛）では、とりあえず、「従来学校長ト軍隊トノ協議ニ依リ現役将校ヲシテ教練ヲ援助セシメタル形式ニ依リ」現役将校を派遣することになった⁽³⁶⁾。その後、文部次官は7月25日付をもって、東京帝国大学の依頼は陸軍現役将校学校配属令によるものであると述べ、同大学において配属将校による教練が開始されることになった。

「東京大学法学部百年史稿（九）」⁽³⁷⁾によれば、「（7月）十一日より二十日まで、学生有志（第一班）対象に配属将校による軍事教育を実施」「内容は、軍制戦史・戦術など」⁽³⁸⁾とされ、教練受講者は227名（内、法学部65名）とされている。当時の東京帝国大学の「学生生徒定員」⁽³⁹⁾は5,311名とされているので、約4%の受講者である。しかし、以上のように大学学部配属されても、教練の「振作」は容易でなかった。1933年陸軍補充令改正によって、幹部候補生の採用が選抜制になり、その選抜の際には、本人最終学校の最終学年における学校教練合格者より先順位に採用することになった結果、上級学校の学校教練が学生生徒によって重視される傾向を生んだことも確かにみられる⁽⁴⁰⁾。しかし、陸軍省は学生生徒のそうした傾向に満足せず、やがて、大学学部の教練の必修化を図るに至った。

まず、陸軍省は、1938年1月6日に、教練の「教授力」を充実する趣旨（学部配属1名）のもとに、配属将校数を増加し、充足できないときは予備役将校を陸軍の嘱託にして派遣し、大学学部教練必修化の第一歩にしていくという方針を決定した⁽⁴¹⁾。それによれば、1週2時間の教練を実施し、合否決定は出席8割を境界にするというものであった。以上のような教練指導の将校を増加し、大学学部の教練の「振作」を目ざしたことの背景としては、「思想問題ノ取扱ニ至リテハ学究的立場ヲ脱逸」するような配属将校が多いことや「東京帝大ノ教練ハ甚タ不振ニシテ累ヲ各高等学校ニ及ホシツアル」という状況が指摘されているように⁽⁴²⁾、高等教育段階における思想問題等々の扱い方が困難であったことが示されている。上記の方針のもとに、陸軍次官は2月17日付をもって文部次官に、大学学部の教練を必修にしたい旨を協議した⁽⁴³⁾。その後、陸軍省は教練指導将校の増員のために、5月10日に「学校教練ノ為メ大学嘱託将校ニ関スル件」⁽⁴⁴⁾を決定した。それによれば、嘱託将校の資格としては、「予備役、後備役又ハ退役将校中大、中佐若ハ少将ニシテ戦史、軍制学ノ造詣深ク学生指導ニ適任ナル者」とされた。また、嘱託将校の身分関係は、「陸軍省事務嘱託」として当該大学に派遣し、大学内での身分取扱は配属将校に準ずるとされた。さらに、服務要領としては、高級配属将校の区処をうけるとされ、服務期間はおよそ3年を1期とした。以上の嘱託将校の派遣大学は14校（東大2人、その他は1名、計15名）であり、その内訳は、東京帝国大学、東京商科大学、日本大学、中央大学、明治大学、法政大学、早稲田大学、慶応義塾大学、京都帝国大学、同志社大学、大阪帝国大学、東北帝国大学、九州帝国大学、北海道帝国大学、であった。

他方、陸軍省と協議していた文部省は、翌1939年3月30日付をもって陸軍次官に「大学学部教練ニ関スル要綱」⁽⁴⁵⁾を送付し、大学学部教練の必修化をうちだした。それによれば、同年4月1日以降、大学学部教練は総長（又は学長）の指揮監督のもとに学部在籍者学生全員に課すものとされた（ただし、身体的故障者には術科を免除する）。また、教練の具体的な実施に関しては、①教材は学科（戦史、戦術、軍事講話）と術科（各個、部隊教練、射撃、指揮法）とされ、②教練時数は1週2時間を標準とし、③「教授力」としてはなるべく配属将校を充足するが、一部欠員ある場合は

陸軍省事務嘱託者（上記の嘱託将校）をもって補助させることがあるとした。

以上のようにして、中高等教育機関全般にわたって、教練の必修化が企図されていったのである。

(注)

- (1) 前掲〈陸軍省大日記〉中『永存書類』1925年甲輯第四類教育演習第22号所収、()内は遠藤。
- (2) 国立公文書館所蔵『公文類聚』第49編巻29軍事門陸軍第7件所収。
- (3) 前掲『永存書類』1925年甲輯第一類訓令訓示第3号所収。
- (4) 前掲『永存書類』1925年甲輯第四教育演習第1号所収。
- (5) 注(3)に所収。
- (6) 注(1)に所収。
- (7) 前掲『永存書類』1925年甲輯第四類教育演習第5号所収。
- (8) 前掲『永存書類』1926年甲輯第四類教育検閲第12号所収。
- (9) 『偕行社記事』第635号別冊付録「青年訓練参考」所収、1927年8月。
- (10) 陸軍省「陸軍より観たる学校教練振作の状況」『偕行社記事』第118号別冊付録「青少年訓練参考」2ページ、1926年3月。
- (11) 「学校配属将校交代要員等会席上に於ける軍務局長口演要旨」『偕行社記事』第635号別冊付録「青年訓練参考」69ページ、1927年8月。
- (12)(13) 注(10)に同じ。
- (14) 注(11)に同じ。
- (15)(16) 前掲『永存書類』1927年甲輯第四類教育演習第52号所収。
- (17) 前掲『永存書類』1926年甲輯第四類教育演習第50号には、同通牒の中で「配属将校著作ニ就テ」の項目を除いたものが、陸普第867号として、宮内省、内務省、文部省、逓信省、農林省、内閣拓務局に通牒されている。
- (18) 東京大学教育学部図書所蔵、陸軍省『教練指導参考資料集』17、19ページ、1928年。
- (19)(20) 前掲『永存書類』1929年甲輯第四類教育演習第41号所収。
- (21) 『偕行社記事』第661号別冊付録「青年訓練参考」3ページ、1929年10月。同報告は1929年6月17日付でなされている。帝国軍人後援会は1912年1月創立。
- (22)(23)(24) 前掲『永存書類』1927年甲輯第四類教育演習第71号に、同上申書の「写」(控)が収録されている。
- (25) 前掲〈陸軍省大日記〉中『密大日記』1926年六の四冊雑第15号所収。
- (26)(27) 『偕行社記事』第616号別冊付録「青少年訓練参考」所収、1926年1月。
- (28) 『偕行社記事』第629号、第642号別冊付録「青年訓練参考」所収、1927年2月、1928年3月。
- (29) 砲兵大尉秋山得三「学校生徒の自治心を向上せしむる為に教練と連繫して行ふ一具体案」『偕行社記事』第626号所収、1926年11月。
- (30) 祖川大尉「学校教練教授に関する経験と研究の一部」『偕行社記事』第644号別冊付録「青年訓練参考」10ページ、1928年5月。1928年2月に東京に召集された学校配属将校交代要員に対する講話。
- (31)(32) 注(18)の52ページなど。
- (33) 『偕行社記事』第670号、207～208ページ、1930年7月。
- (34) 千葉大学教育学部所蔵『昭和十一年度教練日誌』(第一部第一学年、第二学年、第三学年、第二部第二学年乙組、の4冊。第二部は中学校卒業者が入学している)。
- (35)(36) 前掲『永存書類』1925年甲輯第四類教育演習第2号所収。
- (37) 東京大学百年史法学部編集委員会「東京大学法学部百年史稿(九)」『国家学会雑誌』第94巻第1・2号、140ページ、1981年1月
- (38) 「大学学部ノ教練ニ関スル陸軍、文部両省協議覚書ノ追加」(1925年2月「教練ニ関スル陸軍、文部両省協議覚書」の後に作成され、日付は不明)には、「大学学部ノ教練ハ教授要目ノ範囲内ニ於テ当該大学ノ学風ニ応ジ大学ト配属将校ト協議シ適宜之ヲ取捨スルコトヲ得但シ指揮法(実兵指揮ニ限ラス)及戦史ハ必ズ之ヲ課スベシ」とされている(『偕行社記事』第635号別冊付録「青年訓練参考」所収、1927年8月)。
(上戦術ニテ可ナリ)
- (39) 注(38)に所収。1925年4月30日付東京帝国大学書記官西山政猪發文部省普通学務局長宛の文書。
- (40) 1933年陸軍補充令改正前の「大学学部ニ於ケル受教練学生ノ全学生ニ対スル比率(%)」は、40.4(1932年)であったが、その後、56.0(1933年)、56.9(1934年)になり、1937年には77.4に達している(柳田元三「改正幹

陸軍現役将校学校配属制度の研究（下）

部候補生制度等ニ関スル概説』『偕行社記事』特報第 33 号，64 ページ，1938 年 4 月）。

- (41)(42) 前掲『永存書類』1938 年甲輯第四類第一冊教育演習第 6 号所収。なお、東京帝国大学では、1933 年に、陸軍省側が配属将校 1 名を専断的に増員しようとした事件が発生している（南原繁他『小野塚喜平次 人と業績』1963 年）。
- (43) 前掲『永存書類』1940 年甲輯第四類教育演習第 26 号所収。
- (44) 前掲『永存書類』1938 年甲輯第四類第一冊教育演習第 20 号所収。
- (45) 前掲『永存書類』1939 年甲輯第四類第一冊演習教育第 31 号所収。

（本学助教授 函館分校）